

第 49 回学生弓道合同研修会 議事録

書記：宮良由宇土

林悠

宮部杏菜

根本日子

《一日目》

日付：2023 年 12 月 9 日

於：早稲田大学戸山キャンパス 32 号館 128 教室

司会：東京都学生弓道連盟委員長 酒井

議題

1. 開会挨拶 . . . 3
2. 表彰式 . . . 3
3. 本研修会の目的 . . . 6
4. 出席者確認及び定足数確認 . . . 6
5. 臨時総会における懲戒処分の議決方法に関して . . . 7
6. 2024 年試合日程に関して . . . 9
7. ブロック別抽選会 . . . 12
8. リーグ戦運営について . . . 12

《二日目》

日時：2023年12月10日

於：明治大学駿河台キャンパスリバティタワー1096教室

司会：東京都学生弓道連盟委員長 酒井

議題

1. 出席者確認及び定数足確認 . . . 22
2. 一日目のディスカッションを受けて . . . 23
3. ブロック抽選の抽選方法について . . . 24
4. 第70期新人戦 . . . 25
5. 第54回全関東学生弓道選手権大会 . . . 26
6. 都学連規約改正 . . . 27
7. 全日本学生弓道連盟より諸連絡 . . . 34
8. 女子部記録会行射本数について . . . 37
9. 2024年度新役員派遣について . . . 41
10. 全体を通じた質疑応答 . . . 45

《一日目》

1. 開会挨拶

東京都学生弓道連盟副会長 米田文彦先生

2. 表彰式

・令和5年度優勝校による優勝杯返還並びにレプリカ授与

男子部リーグ戦

I部 優勝校	法政大学
II部 優勝校	中央大学
III部A 優勝校	東京大学
III部B 優勝校	東洋大学
IV部A 優勝校	上智大学
IV部B 優勝校	工学院大学
IV部C 優勝校	立正大学
V部A 優勝校	東京外国語大学
V部B 優勝校	東京学芸大学
V部C 優勝校	創価大学

女子部リーグ戦

I部 優勝校	桜美林大学
II部A 優勝校	早稲田大学
II部B 優勝校	中央大学
III部A 優勝校	東京都立大学
III部B 優勝校	東京外国語大学
III部C 優勝校	東京大学
IV部A 優勝校	東京農工大学
IV部B 優勝校	明治学院大学
IV部C 優勝校	工学院大学
V部 A 優勝校	日本女子大学

以上を代表し、

昨年度 I 部優勝校法政大学、

昨年度女子 I 部優勝校桜美林大学

による優勝杯返還並びにレプリカ授与

・第70期優勝校 表彰

男子部リーグ戦

I部 優勝校	法政大学
II部 優勝校	慶應義塾大学
III部A 優勝校	東京工業大学
III部B 優勝校	東京農業大学
IV部A 優勝校	芝浦工業大学
IV部B 優勝校	明星大学
IV部C 優勝校	一橋大学
V部A 優勝校	青山学院大学
V部B 優勝校	成城大学
V部C 優勝校	武蔵大学

女子部リーグ戦

I部 優勝校	桜美林大学
II部A 優勝校	中央大学
II部B 優勝校	法政大学
III部A 優勝校	立正大学
III部B 優勝校	創価大学
III部C 優勝校	明星大学
IV部A 優勝校	東京都市大学
IV部B 優勝校	日本女子大学
IV部C 優勝校	明治学院大学
V部A 優勝校	芝浦工業大学

以上の大学に、賞状並びに優勝杯、目録授与

・個人的中率上位者

男子部リーグ戦

1位	佐々木 俊 くん	(法政大学 4年)
2位	高木 渉 くん	(日本大学 4年)
〃	中村 久高 くん	(慶應義塾大学 3年)
4位	齊藤 陸 くん	(桜美林大学 2年)
5位	高橋 良汰 くん	(中央大学 2年)
6位	田中 海斗 くん	(明治大学 1年)
7位	森岡 優介 くん	(法政大学 2年)
〃	細川 蒼生 くん	(専修大学 3年)
9位	渥美 柊弥 くん	(法政大学 3年)
〃	石川 碧輝 くん	(法政大学 1年)
〃	薄井 健 くん	(桜美林大学 4年)
〃	山内大二郎 くん	(桜美林大学 4年)
〃	藤森 翔 くん	(桜美林大学 3年)
〃	河野 誠也 くん	(早稲田大学 2年)
〃	宮脇 颯真 くん	(慶應義塾大学 4年)

女子部リーグ戦

1位	千明 望々 さん	(日本大学 2年)
2位	武井由里菜 さん	(日本大学 4年)
3位	井村 理佐 さん	(桜美林大学 2年)
〃	加藤ほの美 さん	(明治大学 1年)
〃	宮川 蒼依 さん	(明治学院大学 1年)
6位	北原 梨子 さん	(専修大学 3年)
7位	山崎 琴葵 さん	(早稲田大学 3年)
8位	吉永 衣里 さん	(帝京大学 4年)
9位	荒井 鈴音 さん	(國學院大學 3年)
10位	石井 滯 さん	(中央大学 2年)

以上を代表し、

男子個人的中率第1位佐々木俊くん(法政大学4年)

女子個人的中率第1位千明望々さん(日本大学2年)に賞状、レプリカ授与

・第70期リーグ戦新人賞

男子部

- 1位 齊藤 陸 くん (桜美林大学 2年)
- 2位 田中 海斗 くん (明治大学 1年)
- 3位 石川 碧輝 くん (法政大学 1年)

女子部

- 1位 加藤ほの美 さん (明治大学 1年)
- 〃 宮川 蒼依 さん (明治学院大学 1年)
- 3位 田中 咲妃 さん (日本大学 1年)

以上を代表し、

新人賞第1位齊藤陸くん (桜美林大学 2年)

女子部新人賞第1位加藤ほの美さん (明治大学 1年)

に賞状、レプリカ授与

・第70期リーグ戦皆中賞

男子部

- 佐々木 俊 くん (法政大学 4年)
- 柴田 拓実 くん (法政大学 3年)
- 石川 碧輝 くん (法政大学 1年)
- 山内大二郎 くん (桜美林大学 4年)
- 高木 渉 くん (日本大学 4年)
- 高橋 良汰 くん (中央大学 2年)
- 中村 久高 くん (慶應義塾大学 3年)
- 小山 巧豊 くん (慶應義塾大学 1年)
- 細川 蒼生 くん (専修大学 3年)

女子部

- 千明 望々 さん (日本大学 2年)

以上を代表し、

佐々木俊くん (法政大学 4年)

千明望々さん (日本大学 2年)

に賞状、レプリカ授与

・講評

東京都学生弓道連盟副会長 竹尾和臣先生

3. 本研修会の目的【委員長 酒井】

連盟規約 《学生合同研修会》第二十四条

「学生合同研修会は、加盟校間の親睦を図るため、年一回十二月に行う。なお、この研修会は総会としての性質も併せ持つ。」

連盟規約 《総会の地位》第十六条

- ①「総会は本連盟における最高議決機関である。」
- ②「主将または主務等の加盟校代表者の会議を以て総会とすることが出来る。」
 - ・学生弓道の現状を考察し、今後の問題点を明らかにする
 - ・連盟加盟校間の親睦と交流を図る
 - ・加盟校と学連の親睦と交流を図る
 - ・弓道に関する認識を深める

4. 出席者確認及び定足数確認【委員長 酒井】

連盟規約 《定足数》第十九条

「総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことが出来ない。」

本研修会は大会期間外であるため委任状の準備をしていない。

受付にて加盟校 53 校のうち 51 校の出席を確認。

加盟校 2/3 以上参加のため、本研修会は総会として成立。

議決に関する根拠

連盟規約《議決権の行使》第二十一条

「総会の議決権は各大学一票とし、各大学の代表者 一名がこれを行行使することが出来る。」

《議決の方法》第二十二条

「総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三条に従う。」

《規約の改定》第二十三条

「本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上の議決を必要とする。」

5. 臨時総会における懲戒処分の議決方法に関して【委員長 酒井】

経緯

・2023年7月、東洋大学弓道部に於いて新入生歓迎会が開催された。歓迎会の中で当該校は未成年飲酒を容認。歓迎会が終了後未成年飲酒をした学生により店舗のガラスを器物破損。警察が関与する事態となった。

・大学当局の方に報告。活動自粛をしたのち、各方面より処分が下される。

処分状況

東洋大学当局

- ・後日調査、始末書の提出。
- ・一定期間の活動自粛。(全日本弓道選手権大会前に解除)

全日本学生弓道連盟

- ・8月25日に行われた夏季中央委員会により決議。
- ・三ヶ月間、全日本学生弓道連盟が主催する大会の出場停止。

東京都学生弓道連盟の見解・方針

- ・全日本学生弓道連盟の下部組織に位置付けられている為、歩調を合わせる必要がある。
- ・当連盟の目的、コンプライアンスの観点からも到底看過することができない。
- ・規約の第二十八条第二項に含まれている懲戒処分の中で、始末書の提出並びに本連盟主催大会で一定期間の出場停止処分を考えている。全日本学生弓道連盟の処分期間に合わせて、三ヶ月の東京都学生弓道連盟主催大会の出場停止処分を要求。
- ・8月26日に行われた臨時総会にて懲戒処分が可決。
- ・11月末をもって出場停止処分期間終了。

報告

- ・議事録の記載に一部誤り
- 出場停止処分の議決を過半数によって可決したと記載
- ・録音でも司会が過半数で決議と発言していることを確認。

連盟規約 《懲戒処分》第二十八条

- ④出場停止処分をする場合、総会において加盟校の三分の二以上の議決を必要とする。

当連盟の対応

- ・決議結果に関しては、加盟校数 53 校に対して賛成 29 校、委任状提出 17 校で三分の二を満たしているため変更なし。
- ・今回は議事録の訂正をもって対応とする。
- ・発生原因は確認ミスであり、二度とあってはならないので、十分な準備と注意をもって再発防止を徹底していく。

6. 2024年試合日程に関して【委員長 酒井】

連絡事項

- ① 2024年版連絡用オープンチャットへの入室呼びかけ
- ② 幹部名簿提出のお願い

新人戦、女子部新人戦

・開催日時

トーナメント抽選会：2024年2月17日（土）

試合日程①：3月毎日曜開催

試合日程②：3月土日開催

試合日程については参加校の会場貸出状況により調整
3月全ての週末が試合日となる可能性あり

・開催形式

トーナメント抽選会：オンライン開催

試合：全日程対面開催（予定）

百射会、女子部記録会

・開催日時（申請中）

第一候補：

記録会：5月5日(日)

百射会：5月6日(月)

第二候補：

記録会：4月27日(土)

百射会：4月28日(日)

・開催形式

対面にて開催

全関東学生弓道選手権大会

・開催日時

5月18日(土)

：個人予選（男子）

5月19日(日)

：個人予選（女子）

6月15日(土)

：団体予選（男子・女子）、団体決勝トーナメント（男子・女子 中盤まで）

6月16日(日)

：団体決勝トーナメント（男子・女子 決勝まで）、OB戦、個人戦決勝射詰め（男子・女子）

・開催形式

個人予選

：オンライン開催（於 加盟校道場）

団体予選・決勝、OB戦、個人戦決勝射詰め

：対面開催（於 日本武道館）

・団体に関して、今年度からコロナ禍以前の形式に戻し、予選から対面開催

・個人予選はコロナ禍後の形式であるオンライン開催。

→学連としては今後コロナ禍以前の形式に戻していく方針であり、試合形式等は後日説明。

全国大学弓道選抜大会

第 36 回全国大学弓道選抜大会出場校一覧

男子

法 政 大学
桜美林 大学
慶應義塾 大学
明 治 大学
中 央 大学
日 本 大学
早 稲 田 大学
立 教 大学
東 京 大学
東京工業 大学
東京都立 大学

女子

日 本 大学
明 治 大学
桜美林 大学
明治学院 大学
法 政 大学
早 稲 田 大学
専 修 大学
中 央 大学
立 教 大学
慶應義塾 大学
東 京 大学

※リーグ戦第Ⅰ週～第Ⅴ週での団体的中率上位 10 校が出場。

昨年度選抜大会男子優勝校の桜美林大学と、女子優勝校の日本大学は全日本学生弓道連盟の推薦枠として出場権を獲得したため、選出条件が繰り下がり、今大会には団体的中率 11 位までの大学が出場。

7. ブロック分け抽選会【委員長 酒井】

抽選方法

同じ部でのくじ引き

※お詫び

抽選方法に不備があり、研修会2日目に再度ブロック抽選を行った。

【昼休憩】

8. リーグ戦運営について【委員長 酒井】

事前アンケートへの返答

- ・試合中に巻藁を使うタイミングがなかった。
- ・選手交代で通知が遅れたが、三者の了承がとれたのでそのまま続けてしまった。
(立合のルールを把握できていなかった)
→懲戒を出した件を含め、仕事不備に関しては重く受け止めるべき。
- ・交通費が負担
→限られた道場で割り振りをしていく中で、全ての大学に配慮するのは難しい。ご理解いただきたい。
- ・不備が多く、指摘するか迷った。
- ・インターバルの有無、どちらから退場するか、など試合運営で有耶無耶なことがあった。
→規約、要項どおりに進めてほしい。
インターバルの詳細については加盟校の話し合いに一任していた。
- ・時間が押してしまう。
→特に女子の試合に関して、1日に1会場で2試合行う形で毎週2,3件の遅延報告。
時間設定を見直すべきかどうかは難しいところである。
- ・的中指針についてすべての大学が把握できていない。
→規約第三十七条に記載
問い合わせの後、学連が判断することがあった。
- ・立合の準備が不十分であった際に、選手としてどのように動くべきか分からなかった。
- ・試合中トラブルが発生した際、学連のやりとりが長すぎて道場貸出時間が長くなった。
→学連への問い合わせにより規約の逸脱、公平性の損失を防げた反面、円滑な試合運営には支障をきたしていた。学連としては立合の仕事の質向上のための取り組みを後ほど提案。

- ・「本座にお進みください」のあと「射位にお入りください」の指示がなく困惑した。
→立合要項に一部記載している。規約や実施要項とは異なり拘束力があまりなく、どこまで明記するかなかなかむずかしいところがあるが、入場のアナウンスに関しては本座と射位の2回の方が適切であることは間違いない。
- ・対戦校が本学の的の立て方について理不尽な文句を言ってきた。
- ・停電があった。
→計画停電などではなく、突発的に起きた。写真などを送ってもらい、試合続行可能と学連が判断。
- ・控室が遠いうえに、日曜は内側から開ける人がいないとドアが開かない。雨天時に傘置きがない、矢取り道が川ようになってしまう。控室や巻藁まで遠いので雨に濡れてしまう。
- ・道場が狭く、雨だったため待機場所がなかった。
- ・当日は朝から雨で、天気予報でも雨だと分かっていたのにも関わらず、タオルや雑巾を持参せずに何か拭くものはあるかと聞かれたため、こちらが新品を複数枚貸し出すことになった。(使用後そのまま返却) また、濡れたものを乾かしたいからコンセントはあるかと聞かれ、ないとお伝えしたが、勝手にトイレのコンセントを使用された。
→雨における対応について、学連がすべての大学の道場を現地視察しているわけではないため、管理が難しい。特に、どの程度の雨で試合実施不可と判断するかは難しいところである。
- ・競技校が集合場所で待っていてくれなかった。
→オープンチャットでの打ち合わせをお願いしたい。
- ・道場と的場の高さに差があるため、的の高さの見え方が他校と異なり、的の調整に時間がかかった。
→選手による持ち的の確認は苦慮するところがあると認識している。
- ・相手校の行射中、介添以外の人が選手に声掛けした事案があったと聞いた。行射中にこちらから異議を申し立てることは難しく、立合に全てを委ねることも厳しいと思う。
- ・介添がどこまで射手に介入できるのか。
→介添の指導に関しては規約に明記があり、明日詳しく議論をしていく。狙いの指導など的中の向上に直結するものは規約等で禁止されている。レフェリーの立ち位置が介添にある以上、声掛け等をするのを不適切とは言い難い。
- ・道場や道場番を揶揄するような発言や態度があり、大変不愉快だった。
→リーグ戦を運営していく中で協力していただいているため、加盟校間で配慮をしていただきたい。

上記のように寄せられた意見の中から、連盟が研修会の場で発議すべきと判断した内容について、以下でディスカッションを行う。

8-1. リーグ戦運営について・道場貸出

発議背景

- ・コロナ禍を経て、道場貸出に協力してもらえる大学が減少。
- ・持続可能な大会運営ができる会場校数ではない。
→会場校として前向きに協力してもらえる取り組みが必要

データ①

- ・会場校数
 - コロナ禍前 34校
 - コロナ禍後 28校
- ・一校あたりの平均協力週数
 - コロナ禍前 3.94
 - コロナ禍後 4.35

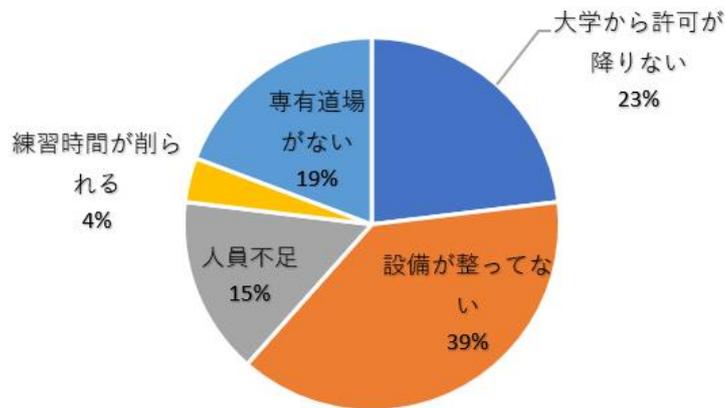
→貸出に協力してくれた加盟校の道場は、ほぼ全てI～V週すべてにおいて使用するような形

→特定の協力的な加盟校への負担集中、均等に分担されていない。

使用不可事由事例

- ・院試による学外者立入禁止
- ・大学における行事により入構禁止
- ・計画停電

データ②



道場貸出ができない理由

- ・道場が狭い
- ・正面に審判席がない
- ・設備工事で道場利用ができない
- ・老朽化
- ・真横のグラウンドで野球の試合、試合困難の程の騒音
- ・控えがない
- ・道場と的場の高さに差があるため、的の高さの見え方が他校と異なり、的の調整に時間がかかるから。
- ・交通が不便
- ・地下で電波が届かない
- ・巻き藁の確保ができない
- ・使用可能時間の問題

連盟としての見解

- ・コロナ禍前は、現在と比べてかなり心理的ハードルが低かった様子（立合派遣と同じ感覚）
- ・コロナ禍を経て大学における規制が強化された影響は大きい
 - 数年かけて解決すべき問題
 - 全参加校が会場を貸し出し合って大会が成立するのが理想

ディスカッショントピック

- ・今季道場を貸し出してみても、どうだったか
- ・道場貸出について、自校は現状こういった事情を持ち合わせているか。他校への理解を深めていただきたい。
- ・その他、意見交換（学連の意向についてどう思うか、学連に求めるところはあるか、など）

ディスカッション結果への返答

- ・立合の説明と同様に道場番の説明もしてほしい。
→立合講習会と併せて行えるかもしれない。
- ・学連から人員を派遣してほしい。
→学連役員も部員の一人であり、空き週に当日トラブル対応等を事務所番として行っている。手が空いている役員が数なく、現実的ではない。
- ・道場を貸し出していない大学で立合の分担をしたらどうか。
- ・ビニールのすれば道場貸出校の準備の負担が軽減されるのではないか。
→規約に当連盟の試合は紙的で実施するという記載がある。また、的中判定が明確にしやすいくという都合上紙的で実施しているという事情がある。
- ・貸し出していない大学から金額を集めて市営を借りる。
→トラブルがあった際の責任の所在がわからなくなってしまう。実現は可能であるかもしれないが、考慮すべき点は多くある。
- ・的の数など、貸出基準を学連で明確にしてほしい。
→許可がおりやすくなる。今後検討してもいいと思う。

質疑応答

特になし。

新人戦で貸出していただくことになると思う。その時には協力的にいただければありがたい。

8-2. リーグ戦運営について 立合・懲戒処分

発議背景

- ・今季リーグにおける懲戒件数、例年比だと多いといえる数字
(対面形式復活の影響)
- ・懲戒件数はトラブル発生件数と同義
→トラブル撲滅によるよりよい競技環境の整備が必要

学連が対応した事案

- ・ 都学連指定の書類を使用しなかった事案
- ・ 交代を相手校に通知しなかった事案
- ・ 掃矢かどうか立合が見ていなかった事案
- ・ 新人旧人の記入方法ミスが試合終了後に発覚した事案
- ・ 正しい交代通知がなされていないことを確認せずに入場を許可してしまった事案
- ・ 狙いに言及した指導を射位にいる選手にしてしまった事案
- ・ 二人目の介添が本座線を越えて指導してしまっ事案
- ・ 荷解きをしてから入場してきてしまった事案
- ・ 大学印を忘れた事案

→下線の部分が重い事案であり、立合懲戒の対象となった。

立合懲戒の規約

規約 《立合に対する懲戒》第六十一条、第九十条

「立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。」

規約 《懲戒処分》第二十八条

「②二、正当な理由抜きに

ロ、試合等の運営に重大な支障をきたした場合は、始末書に加え、及ぼした支障の程度に基づき五千円～二万円罰金を徴収する。」

立合懲戒の当連盟の見解

- ・立合は現場における最高責任者（規約第三十六条）
- ・懲戒は、二度と発生してほしくないトラブルが発生した際に、再発防止意識を持ってもらうために科すもの
 - 弓道の競技性が脅かされる類いの事案（的中の外れ処理）が発生した試合の立合は、原則懲戒

今後の方針(背景)

- ・事前周知が十分ではなかった
 - Ex.規約の重要条項、立合という立場への見解、懲戒の危険性
 - ・コロナ禍の引継ぎ状況への影響を十分に考慮できていなかった
 - ・懲戒事案以外にも、トラブルに対応できる流れが現行では不十分
 - Ex.きわどい矢の的中判定、要項で事前に考慮しきれていないトラブル
- 連盟の意図を立合人にきちんと伝える場の設置
- トラブル対応を円滑化するスキーム作り

今後の方針① 立合講習会

→関西学生弓道連盟の立合講習会を参照

実施意図

- ・立合という立場の重要さへの理解を深める
- ・競技校として参加する場合においても、心掛けるべき内容がわかる

実施内容

- ・参加校出席義務化（立合をやることになる人、立合の仕事を教える立場になる人）
- ・オンラインを想定
- ・重要な条項について、読み合わせと質疑応答を行う
 - 新人戦を開始する前に試験的にやってみる。

注意事項例①交代届を正しく提出・交換する

規約 第六十五条、第九十四条 《選手交代の通知》

「選手交代をする時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。」

実施要項（一部抜粋）

「正式な書類で受理されていない交代で出た選手の的中、あるいは、交代が受理される前に本座に進んでしまった選手の的中は、全て外れとなるので注意すること。」

- ① 書面で相手校、立合校に提出する
- ② 都学連指定の書面を使用
- ③ 交代選手が本座に進むタイミングより前に通知しなければならない

注意事項例② 正しい情報での選手登録徹底

- ・ 的中管理データの根幹を担う大切なデータ
→必ず期限内に正しく登録・訂正すること。
- ・ 期限については今後、明確化する方針
- ・ おおもとのデータは全日本学生弓道連盟への部員登録情報
→学連が作成する情報に間違いが多い場合は、部員登録情報を見直すとい

今後の方針② 要項の積極的更新

実施意図・方針

- ・ 予測不能なトラブルに対する効果的な再発防止策
- ・ 連盟としての対応策の中での選択肢に幅を持たせる
- ・ 立合講習会において、徹底周知
- ・ トラブルが発生した場合内容が更新される可能性がある、必ず最新版を参照すること
- ・ 不測の事態への対応策、原則ないものと考えたい

今後の方針③ 「監査」の配置

実施意図・方針

- ・ 正確な中確認の実現
- ・ きわどい矢に対しての判定円滑化
- ・ 両競技校が出し合う形で、相手校の的場の的中確認を監視
- ・ 配置できない場合は事前に学連に申告する（立合校ないし学連が対応）
- ・ 現段階で実現できるかは、議論の余地あり

→関西学生弓道連盟で行っている。

ディスカッショントピック

- ・ 今季リーグ戦において、競技校および立合校の立場でミスはあったか
- ・ (ミスがあった場合) 連盟はどう対応したか、自校がどう対応したか
- ・ 学連の今後の方針についてどう思うか (具体的に)
- ・ 現状、学連に望むところはあるか (立合・懲戒以外も含む)

ディスカッション結果への返答

- ・監査について、置いてほしいという意見が多かった。
→置き方等について議論の余地がある。
- ・要項の更新について、最新版を明確にしてほしい。
→オープンチャット、メーリングリストにて明記。
- ・懲戒処分の金額が明確でなかった。
→前例がなかったため苦慮したところではある。
規約に記載されている罰金は五千円から二万円という幅があり、今回の懲戒処分では1万円を設定した。意図としては、今後より大きなトラブルが発生してしまった時のために幅を持たせている。

質疑応答

[中央大学より質問]

試合中の介添の指導について、監督の指導を介添が選手に伝達するものと、介添が自主的に選手に指導をする二パターンを行った際、立合にどちらかにするよう注意されたが、これは第四十六条にある本座線を越えて指導しているのは介添のみなので問題はないか。

→今期のリーグ戦においては禁止していない。

注意喚起

の中が外れ処理されてしまう事案はあってはならない。そう言ったことが起こらないように部内で周知を徹底。万が一あった場合は、トラブルが発生してしまっている時点で監督不行きが起こっている可能性があるので、学連に連絡するように。

《二日目》

1. 出席者確認及び定足数確認【委員長 酒井】

連盟規約 《定足数》 第十九条

「総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことが出来ない。」

加盟校 53 校のうち 51 校の出席を確認。

加盟校 2/3 以上参加のため、本研修会は総会として成立。

議決に関する根拠

連盟規約《議決権の行使》第二十一条

「総会の議決権は各大学一票とし、各大学の代表者一名がこれを行行使することが出来る。」

《議決の方法》第二十二条

「総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三条に従う。」

《規約の改定》第二十三条

「本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上の議決を必要とする。」

2. 一日目のディスカッションを受けて【委員長 酒井】

学連で一度持ち帰って協議し、明言すべき点を取り上げる。

- ・学連に報告する基準を学連から提示してほしい。
 - 的中外れ処理が起きた場合は、必ず学連に報告をしていただきたい。
 - 手続き上の不備による的中無効は看過できない。立合でも、競技校でも、的中外れ処理が発生すると判断した場合は報告をしていただきたい。
 - 立合校や相手校への疑問が生じた場合は、学連に問い合わせをしていただきたい。

- ・立合がすべての責任を負うのは重すぎるのではないか。
 - 規約を参照して懲戒処分を課している。
 - 今後、競技校の不手際で立合が防ぎようなかったことが起きた場合と同じ基準では対応できない可能性がある。
 - 責任を軽減する方向ではなく、立合がしっかり試合運営をできるよう学連が立合講習会などを通して、全面的にサポートする。
 - 立合校はその試合における**責任者であるという自覚**は、強く持っていただきたい。

- ・監査設置に関して
 - 監査を設置することは学連内では必要だという結論が出たが、立合という仕事への学連側のサポートの準備が整っていない中で、新しい仕事を増やすのは時期尚早であるかもしれない。

3. ブロック抽選会の抽選方法について【委員長 酒井】

発議背景

- ・ 的中率によってブロック内順位を決定させていただく手筈
- ・ 昨年度と異なった方式で抽選会を行っていた可能性が示唆
→確認の結果、抽選方式が異なっていたことが発覚

今回

- ・ ブロック内順位に関係なく、所属リーグでまとめて抽選
- ・ 抽選後のブロック内順位は、リーグ戦における的中率で決定

従来

- ・ 各リーグ各ブロックで同じ順位だった大学が、矢振りの要領で AB (C) に振り分け
- ・ 抽選後における順位調整はなし
→リーグ戦の結果によって得たブロック内順位が維持される

連盟としての見解

- ・ 第六十八条において、順位決定方法について明記
- ・ 今回の方式では、一度確定した上位校・下位校の位置づけを無視、リーグ戦の結果が反映されない
- ・ 例外的な方式を導入するほど、今年の抽選方法に正当性がない

→抽選は従来の方式で行うべき

連盟としての対応

- ・ 今回の抽選結果については、再抽選の対象（例外の排除）
- ・ 不十分な引継ぎに起因する内容

→抽選方式について規約に明記することで、再発防止に努める方針
(具体的な条文については、別の場で公開)

本日ブロック抽選会の再抽選を行う。

4. 第70期新人戦【委員長 酒井】

開催期間

- ・トーナメント抽選会 : 2024年2月17日(土)
- ・試合日程① : 3月毎日曜開催
- ・試合日程② : 3月土日開催
- ・試合日程については参加校の会場貸し出し状況による
- ・3月全ての週末が試合日となる可能性あり

開催形式

- ・トーナメント抽選会: オンライン開催
- ・試合: 全日程対面開催(予定)

- ・試合日程については参加校の数、道場貸出の状況を鑑みて決める。
→ 昨夜オープンチャットで共有した Google フォームを用いて、この場で男子女子それぞれ現段階の参加可否を回答

5. 第 54 回全関東学生弓道選手権大会【委員長 酒井】

開催日時

5 月 18 日(土)・5 月 19 日(日)

：個人予選（男子・女子）

6 月 15 日(土)

：団体予選（男子・女子）、団体決勝トーナメント（男子・女子 中盤まで）

6 月 16 日(日)

：団体決勝トーナメント（男子・女子 決勝まで）、OB 戦、個人戦決勝射詰め（男子・女子）

開催形式

個人予選

：オンライン開催（於 加盟校道場）

団体予選・決勝、OB 戦、個人戦決勝射詰め

：対面開催（於 日本武道館）

今後の全関個人予選について（方針）

開催日時

決勝大会の約 3～4 週間前

開催形式

- ・比較的设备の整った道場を所持している加盟校へ協力要請
- ・参加校全体を割り振り、各会場で結果集計（各会場に担当の役員配置）
- ・手伝い役員として、加盟校にも運営へ協力要請（事前に講習会実施）

問題点

- ・対面試合への抵抗感
→リーグ期間を経て、加盟校への手伝い役員協力要請は時期尚早と判断

質疑応答

なし

6. 本連盟規約改正【委員長 酒井】

規約改正決議方法の確認

規約 第二十三条《規約の改定》

「本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上の議決を必要とする。」

- ・ 本研修会の出席校は、51 校
→ $51 \times 2/3 = 34$
→34 校以上の賛成で、規約改正が成立

改正案① 一部誤植について

発議背景

- ・ 度重なる改正によって、一部文章に不具合が生じている。
- ・ 第 69 期定時総会にて同様の改正を行ったが、不十分な点が見つかったため、追って改正を行いたい。

発議内容

規約 第七十九条《開催期日および開催期間》（女子部リーグ戦規定）

「女子部リーグ戦は年一回秋に行う。…（中略）…。なお、開催期間の開始日並びに最終日はリーグ戦並びに女子部リーグ戦で同一とし、開始日に関しては日程的に早い方、最終日に関しては日程的に遅いもの方とする。」

決議

全会一致で可決

改正案② リーグ戦期間中の練習試合

発議背景

- ・リーグ戦期間中における各校の試合経験状況把握は、公平性を担保するうえで連盟が重要視しているところである。
- ・現状練習試合の報告義務が生じているのは順位決定戦のみで、状況収集に支障をきたしている。

※試合経験状況

- リーグ戦期間中において、各校がどの大学の道場を何回使用しているか。
(試合経験において特定の大学が有利になってはならない)

発議内容

規約 第七十六条、第一〇三条 《リーグ戦期間中の練習試合について》

「~~リーグ戦第一週から第五週および入替戦の週~~リーグ戦期間においては当連盟に貸出を行う (削除) 加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお順位決定戦の週においては (削除) 事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。」

- リーグ戦期間は第四十九条、女子部リーグ戦期間は第七十九条で明記されている。

質疑応答

[東京農業大学より質問]

この条文だと申請すれば練習試合をしていいということか。

→申請して学連が許可した場合には練習試合をすることが可能。リーグ戦道場割り当てとの兼ね合いで拒否する場合もある。

[東京都市大学より質問]

加盟校の道場について禁止されているが、公的な道場を借りて練習試合する場合は、報告義務は生じるのか

→報告していただく内容については加盟校道場の使用経験を集計するためである。公的な道場を使用する場合は報告の義務は生じない。日程などにおいてリーグ戦運営に不都合が生じる場合はお控えいただきたい。

決議

全会一致で可決。

改正案③ 行射中における指導について

発議背景

- ・本連盟規約において、試合行射中の指導には制限が課されている
- ・罰則規定が存在するがその規定が曖昧
- ・実際に発生した際に、罰則として効果的に機能しないことが予想される

発議内容

規約 第四十六条《監督・介添の指導》

「①選手が射位にいるとき監督・介添・観客・選手間で次の行為をしてはならない。

- 一、選手の体に触れて指導すること。
- 二、選手の狙いを見て伝えること。
- 三、射位より前に出ること。
- 四、選手が審判の死角となる位置に出ること。

②前項**第一号、前項第二号**の行為を行った場合、該当する**的当該行為以降の該当選手**の全ての矢を外れとする。

③審判が必要と認めた場合、前項**第一項**第三号に該当する行為を許可する。

④本座線を越えて選手を指導できる介添えは、各立につき一名のみとする。二人以上が本座線を越えて指導した場合、二人目以降が指導した以降の該当選手の全ての矢を外れとする。」

補足

・的中外れ事案が起きた場合立合が懲戒対象なのか。

→二人目が介添として本座線を越えた場合に関して、規約を遵守していても立合が止めることができないケースを考えられる。その場合は必ずしも立合を懲戒するわけではないと学連内で判断した。立合が止めることができる場合に関して、学連内で判断して懲戒処分対象とすることがあるということを把握していただきたい。

質疑応答

[上智大学より質問]

違反行為が発覚したのが 20 射通して引いた後だった場合、的中外れ処理はその矢からなのか。後出しで処理され、的中がすべて外れになってしまうことがあるのではないか。

→違反行為の有無に関しては立合の判断となる。そのため万が一違反行為が発覚した場合はその時点で立合が即刻声掛けをする想定である。

[東京工業大学より質問]

選手の狙いを見ることに関して。後ろから狙いをみていうのではなく、今後ろを狙っているのではと予測して指導することは禁止なのか。

→大会ごとの実施要項に禁止する具体的な指導内容について記載されているため、そちらに基づいて判断させていただく。

[お茶の水女子大学より質問]

立合が後出しで違反行為を指摘される懸念があるので、条文に違反行為が発生したらすぐ言わなければならないという条文を付け足してはどうか。

→改正案を準備する段階で、学連としては、違反行為があった際に立合がすぐ指摘をすることを前提としているため、ご理解いただければと思う。

[明治学院大学より質問]

選手の指導で狙いを伝えたというのを立合が認識できるのか。

控えにいる人が立合に言い、それを介添が選手に言うということはできると聞いた。

この場合、狙いをみた人が介添に伝えて選手に伝わった場合に立合が認識できるのか。

→立合は文言で判断できればと考えている。そもそも、狙いを伝えてはいけないというルールが周知徹底されているという前提で話を進めさせていただきたい。

[お茶の水女子大学より質問]

全ての矢を無効とする判断の具体的な期限がないことは逃げ道があるように感じるが、どう思うか。

→逃げ道というような解釈は学連ではしていない。違反行為があった際に、試合の公平性が失われてはいけないという点で厳格に対応しなければいけない、その結果として多少後追いで発覚してしまうケースも考えられる。

また、違反行為を取り締まること自体ではなく、これらの違反行為が二度と起きないように周知させるのが目的であるということを認識していただければと思う。

決議

第二項

賛成 48 票 反対 3 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

第三項

全会一致で可決。

第四項

賛成 49 票 反対 2 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

改正案④ 介添の立ち位置確認行為について（今後の方針）

発議背景

- ・立ち位置を確認する行為によって、的中率に大きく影響している事実が連盟内で指摘
- ・既に規約で規制されている「狙いを見る行為」と同等のものであると判断

発議内容（方針）

- ・立ち位置を見る行為の禁止（選抜大会、伊勢大会と同様の取り組み）
- ・規約に記載する形か、実施要項で適宜規制する形か、要検討

質疑応答

なし

【昼休憩】

7. 全日本学生弓道連盟より諸連絡【全日本学生弓道連盟委員長 猪俣】

令和五年度事業報告

- ・第35回全国大学弓道選抜大会 6/24～6/25 於：明治神宮弓道場
 - ・第71回全日本学生弓道選手権大会 8/21～8/23 於：グリーンアリーナ神戸
 - ※第54回全日本学生弓道遠的選手権大会は雷の見込まれる天候不順により中止
 - ・夏季中央委員会 8/25 於：神戸市教育会館
 - ・第61回伊勢神宮奉納 11/23～11/26 於：神宮弓道場（三重県伊勢市）
- <その他>
- ・各地区学生弓道連盟主催大会後援
 - ・機関誌『学生弓道』発行

令和六年度事業計画

- ・第36回全国大学弓道選抜大会 6/29～6/30(土日) 於：明治神宮弓道場
都学の11校が男女それぞれ参加する大会。
 - ・第72回全日本学生弓道選手権大会 8月中旬於：グリーンアリーナ神戸（日程申請中）
 - ※すでに候補も出ているが、まだ会場から回答をもらっていない段階であるため、日程を確定的に出すことはできない。
 - ※例年名古屋開催であるが、アジア大会開催により利用不可。東京も費用がかなり高く、遠くなってしまうが、今年度も神戸開催予定。
 - ※何か変更があった場合には、本連盟HPにて連絡。
 - ・第55回全日本学生弓道遠的選手権大会 8月中旬 於：神戸総合運動公園
 - ・夏季中央委員会
 - ・第62回伊勢神宮奉納 11/23～11/26(今年と同じ日程) 於：神宮弓道場(三重県伊勢市)
 - ※インカレ大会優勝校、並びに都学リーグのI部優勝校が出場権を与えられる。
- <その他>
- ・各地区学生弓道連盟主催大会後援
 - ・機関誌『学生弓道』発行

※来年度の大会において各大会参加者の、学生弓道の一員として、それ以上に社会人の一員として基本的なルールを守った、秩序ある行動を強く求める。

具体的な事例として、先日行われた伊勢大会にて、都学からかなり多くの参加者がいたが、神宮会館宿舎そして旅行会社から寄せられたクレームの 6 割から 7 割が残念ながら都学関連のものであった。もちろん伊勢大会に参加された大学の中で規律を守って行動していただいた大学もたくさんいた。そのような中で、このようなクレームが出ているというのは非常に残念なことである。まずは基本的なルールを遵守していただき、常識的な行動をとるように。

また、各大会で立ち入り禁止区域の侵入であったり、或いはフラッシュ撮影であったり、器物損害などが今年のインカレ大会であった。いずれも都学の学校が関わったという事例ではないと信じているが今一度各自行動には注意するように。

今後のインカレ大会について

女子団体戦立人数の引き上げを予定。

背景

- ・女子弓道人口の増加（現在男女比は 5:4）
- ・時代情勢、ジェンダーの問題
- ・他の本連盟主催の選抜大会、伊勢大会ももう女子 3 人立で行っている大会はない。いずれも 4 人立で行っている。

変更内容

- ・近的大会女子団体戦 3 人立→4 人立

このような形で周知することで、加盟校の必要な準備を行ってほしい。

変更時期

- ・運営上の準備が整い次第。
- ・2 から 4 年ほどを想定。
- ・詳細については、12 月 8 日、一昨日の日付で本連盟 HP に詳細な文章を載せている。

部員登録費関連

部員登録

一月以外年中登録可能。

確認期間(2/1-3/31)

この期間のみ削除が可能。引退、退部した部員が消えているか確認。

この期間を過ぎると退部扱いになり、部員登録費の徴収対象となる。

※問い合わせる前に、まずはホームページにある「部員登録マニュアル」を熟読するように。そのうえでわからないこと、不安なことがあれば記載の部員登録担当の者に直接繋がるメールアドレスに連絡を。

注意事項

- ・全日本弓道連盟の会員 ID や審査に関する事項などは、全日本弓道連盟宛にご連絡を。
- ・学生証コピーの提出は各地区学連の指示に従う。用紙は全日学連 HP 掲載の指定の書式を使用する。
- ・部員登録費、連盟費支払い未確認。
帝京大学、工学院大学、日本文化大学。

広報活動について

- ・9月1日の人事改選をもって、広報部所を正式に確立。
- ・Instagram・X(旧 Twitter)の運用や、YouTube の配信、また大会ポスターの作成を行っている。
- ・広報から様々な情報発信されている。今まで配信していた必須的な内容に加えて、学生弓道を盛り上げていこうという活動を行っているため、ぜひ注目してほしい。

8. 女子部記録会の競技本数変更について【女子部委員長 村岡】

連盟内での協議

経緯

- ・女子部記録会のありかたについて学連内で議論。
- ・加盟校アンケート。
→本数を変更した方が良いという意見が多数
- ・第 69 期定時総会において女子部記録会についてのグループディスカッションを実施。
→過半数が本数変更賛成。

本日 40 射から 60 射に変更するかどうかの議決を取りたい。

女子部記録会の現状

- ・加盟校アンケート、及び定時総会でのグループディスカッションにおいて、過半数が増やした方がいいと回答。
- ・東北地区では 60 射で行っている。
- ・的中上位の方、入賞者の方でも多数の同中が多く存在
→本数を増やして順位付けしやすいようにする方が良いのではないか。

競技本数変更に関する懸念点

- ・運営のタイムテーブル上の遅延が発生しかねない。
→的替えの回数増加、選手の体力
- ・参加人数減少による参加費の値上げが見込まれる。

定時総会での意見

- ・順位をつけるという点では上位でも同中が多いなら増やした方が良い
- ・男子(100 射)との差が大きすぎる、少なすぎる
- ・100 射、80 射だと多すぎるが 60 射がちょうどいい

競技本数変更の際しての具体的な変更点

<参加人数>

- 72人を60人に変更。
- ・設営との兼ね合いから12人立
→6立10回を5立15回に変更。

<参加費>

人数の減少によりその分参加費の増加をする。

今年度の参加費 百射会の5,500円、女子部記録会が3,500円。

→来年度参加費は3,500円から4,200円を検討。

(参加人数72人から60人の減少後も同じ金額を徴収するために1.2倍に。)

※変更の可能性あり。

まとめ

- ・運営上60射への変更は十分可能
- ・変更した場合、参加費の値上げ、参加人数の制限の必要がある
→加盟校からの意見を求め、この場で規約改正という形で決めていただきたい。

行射本数変更に伴う規約改正案

発議内容

規約 第一六一条《試合方式》

「①一選手一立四射で~~四〇~~六〇射とし、立射、射込み形式とする。」

規約 第一五九条《出場資格》

「①女子部記録会の出場資格は、原則として各大学三名一名が有する。

②但し立に余りが生じた場合、前年度の女子部記録会上位の大学から順に最大で一名三名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。」

ディスカッショントピック

- ・行射本数について、40本か60本のどちらがいいと思うか
- ・40本と60本、それぞれのメリットデメリットにおいて、どこを優先するべきか
- ・規約の改正内容について、どう思うか

ディスカッション結果への返答

- ・参加者追加の仕方について
→規約第一五九条②に明記。

<改訂前>

- ① 女子部記録会の出場資格は原則として各大学二名を有する。
- ② ただし立に余りが生じた場合、前年度の女子部記録会上位の大学から順に最大で1名までの追加を認める。その際同順位の場合は、連中数の多いものを上位と見なす。
 - ・各大学が登録したら出場できる選手は2名。
 - ・出場枠が余った場合に、3人目以降を応募している大学の中で、前年度優秀な成績を残した大学から順に、優秀な成績を収めた特典として、上位校から出場資格が与えられる。

<改訂後>

- ① そもそも参加枠減少の関係で、応募すれば必ず参加できる人数は原則一名。
- ② 追加は2人目の枠を前年度上位校から割り振っていき、もしまだ枠が余れば3人目を(最大2名)上位の大学から追加できるという形に。

※前年度1位であったからといってその時点で2名の出場枠が与えられるわけではない。初めに2人目を昨年度女子部記録会上位校から1名ずつ割り振っていき、最終的にまだ枠が余った場合に3週目に入る。

- ・リタイア制度(男子が41射目からできるため)
→連盟として規約や実施要項で定めているものではなく、慣例的なもの。実際60射になれば、導入の検討余地あり。実際どうなるかは、実施要項を参照してほしい。

- ・賛成的な意見が多い印象。

・反対意見で強く主張されている意見としては、参加経験が一部の人に偏ること。出場機会の減少。上位校が優位になるのではということ。

・あくまで弓道の大会というのは、選手たちの出場機会を設けるという意味合いも当然あることは間違いないため、その点をどう考えてくかは、議決を通して皆さんの意見を聞きたい。

- ・100射なら女子も増やせるのではないか。
→少なくとも現状100射会が行われているから女子も100射にする等のどんどん増加させていこうということではなく、あくまで60射が適正であるという判断での提案であることを理解してほしい。

質疑応答

特になし。

行射本数変更規約改正の議決

規約 第一六一条 第一項《試合方式》

賛成 49 票 反対 2 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

次回大会から 40 射ではなく 60 射で試合を行う。

規約 第一五九条 第一項及び第二項《出場資格》

賛成 45 票 反対 6 票

出席者の 3 分の 2 を満たすため可決。

試合日程等は申請中。日程が確定並びに実施要項が作成終了次第、本連盟より告知

質疑応答

特になし。

9. 2024 年度新役員派遣【専任委員 宮良】

新年度役員面接

募集日程

- ・ 12 月 3 日：アンケート 2 点をメーリングリストとオープンチャットに公開
- ・ 役員派遣の有無に関するアンケート（大学単位で回答）
- ・ 面接を受ける部員に関するアンケート（立候補する場合のみ本人が回答）

→12 月 31 日締め切り。各大学回答するものがあるので確認を。

2023 年度版に流したが、2024 年度版にも公開する予定。

- ・ 1 月末～2 月中を面接実施期間とする。

各週の火曜と木曜を実施日として設定(役員がいる日時をフォームに記載)

その後、学連内で新役員を決定

- ・ 3 月中：派遣する大学名のみ公表した派遣校公表を行う。

面接形式

- ・ 面接場所：学連事務所→東京都千代田区飯田橋 2 丁目 12-10 日高ビル 2 階
- ・ 面接時間：アンケート結果をもとに決定
おおよそ 45 分程度
- ・ 面接担当：全日本学生弓道連盟執行委員 林健介
東京都学生弓道連盟専任委員 宮良由宇土
書記として他 1 名

勤務実態

- ・ 2024 年 4 月から 2026 年 8 月末まで役員として活動。
- ・ 募集は 1 年生(新 2 年生)のみ、4 年生のインカレで引退。
- ・ 毎週月曜(全日)または木曜(都学)17 時から学連事務所で勤務できる方
- ・ 年に数回程度遠征あり。インカレ大会や伊勢大会に行ける方を募集。

役員派遣負担金について

経緯

- 2022年8月 役員に応募が来ないため定時総会にて発議
- ・発議背景の説明
- 2022年12月 学生弓道合同研修会にて検討
- ・具体的な制度内容を検討
 - ・金額設定方法に問題あり
 - ・制度導入自体については、賛成多数で議決
- 2023年1月 臨時総会にて再検討
- ・改善した金額設定方法を説明
 - ・制度上、導入は来年度以降に持ち越し
- 2023年8月 定時総会にて設定方法も含めて導入が可決

発議背景

- ・様々な理由(例：人が少ない、役員に負担がかかってしまうこと)をもとに役員派遣を断られるケースが続出
- ・結果的に一部の協力的な加盟校への負担が増大。毎年役員を出す大学もある現状。
- ・役員の所属校がⅠ～Ⅲ部校に偏り、幅広い意見集約に支障が出ている。Ⅳ、Ⅴ部校の意見を求める。

役員派遣校・非派遣校間の「負担の平均化」

役員派遣へのインセンティブ設置

制度内容詳細

① 連盟費及び部員登録費を半額に設定し、残余分は役員派遣負担金を通して回収する

- ・連盟費：¥20,000→¥10,000(大学単位で払うもの)
- ・登録費：¥1,000→¥500(部員一人ひとり)

② 減収分を役員非派遣校に役員派遣負担金として負担してもらう。ただし、負担割合として面接に参加した大学の方が面接不参加大学より少なくなるよう設計。これを加重率として定義し、部員数とかけ合わせたものを加重部員数として定義。なお、既に現役役員を派遣している大学は、「派遣有り」としてカウント。

- ・参加：部員数×1.5倍
- ・不参加：部員数×2.0倍

※派遣校として扱われるのは2年生(新3年生)の代から

③ なお、百射会までに内定辞退した場合は加重倍率を3倍とし、それ以降に蒸発した場合・更迭された場合は更迭条項を適用する。

		加盟校別請求額								
		部員登録費・連盟費関連				役員派遣負担金関連				
大学名	部員数	連盟費(①)	部員登録費(②)	請求額(①+②)	本来の合計(③)	差額合計	派遣状態	加重率	加重部員数	請求額
A大学	51	¥10,000	¥25,500	¥35,500	¥71,000		派遣した	1	51	¥0
B大学	14	¥10,000	¥7,000	¥17,000	¥34,000		面接あり	1.5	21	¥16,875
C大学	38	¥10,000	¥19,000	¥29,000	¥58,000		面接なし	2	76	¥44,375
D大学	25	¥10,000	¥12,500	¥22,500	¥45,000		内定後辞退	3	75	¥43,875
E大学	10	¥10,000	¥5,000	¥15,000	¥30,000		面接あり	1.5	15	¥13,875
合計	138人	¥50,000	¥69,000	¥119,000	¥238,000	¥119,000	派遣予定:1校		238	¥119,000

設定：
 (旧)連盟費：¥20,000
 (新)連盟費：¥10,000
 (旧)部員登録費：¥1,000
 (新)部員登録費：¥500
 派遣校の負担割合：1
 面接無しの負担割合：2
 面接有りの負担割合：1.5
 内定辞退負担割合：3

例：C大学
 $76人 + (51人 \div 4大学) \div 238人 \times ¥11,900 = ¥44,375$

これまでの議論の反映

- ・ 部員数が少なくて役員を派遣できない加盟校に対して不利
→部員数に応じた金額設定。
- ・ 派遣および面接参加によるメリットが明確でない
→「加重倍率」の導入により解消
- ・ 非営利団体である学連に対して純利益が発生しない金額設定

質疑応答

[東京経済大学より質問]

面接に関して、対面じゃないといけないのか、Zoomのほうが負担が減るのでは。前回の会議で、交通費が問題であった。また、大学によっては事務所が遠い近いがある。誰でも受けやすい平等な機会がいいのでは。

→交通費は支給するため負担にならない。またこちら側としては実際に会って判断したい。本当にオンラインを希望する理由があればフォームに記載を。

[電気通信大学より質問]

定員は何名なのか。

→合計 13 名(都学 6 名、全日 7 名)

[日本女子大学より質問]

大学から弓道を始めた初心者にとれほど仕事が務まるのか、もし派遣するなら経験者と初心者のどちらの方が採用されやすいのか、仕事がしやすいとかあるのか。

→現在役員の中にも大学から始めて役員になった人も多数いるためあまり関係ないと考えている。弓道に関する知識があるのはありがたいが、初心者の方でも学連内で関係なく働ける。

[東京都市大学より質問]

再度確認となるが、新三年生派遣ありはカウント、しかし新四年の代は派遣有とカウントされないのか。

→この制度が発議されてから採用されたのは新三年の代。それゆえ新四年の代はカウントしない。

- ・選手生命が絶たれると懸念されている方が多いが、そういうわけではない。学連と選手両立もできる。
- ・部員数が少ないところは難しい、幹部の方を出すのも難しいという大学が大きな負担にならないように配慮はしている。
- ・この制度により役員派遣しないといけないというネガティブな印象はないほうがいい。実際役員になって良い経験をしているため前向きに検討してほしい。

学連役員系列紹介 2024

- ・本部はあくまで東京都であるため、都学連からは都学と全日両方に派遣をお願いする。
- ・系列で構成。都学は六つ、全日は七つ。四年生になるとその系列のトップになる。
- ・8月の定時総会で役職を得て、その後系列のトップを担うことに。仕事は各系列で分担。

大まかな都学と全日の違い

- ・どこに所属するかは、学連が判断。
- ・全日は遠征がある。都学は直接加盟校と関わる機会が多い。弓道の大会を造り上げるというやりがいの点では同じようなもの。
- ・都学6×3の18人構成、全日7×3の21人構成

～各系列の説明～

前向きな検討をお願いしたい。

10. 全体を通じた質疑応答

特になし。